

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので次のとおりお知らせします。

【指定納付受託者の指定】

1. 委託した事務

ふるさと納税ポータルサイトで受付した寄附金を納入義務者に代わり納付する事務

2. 取り扱う歳入等

インターネットを利用して納付される本市ふるさと納税寄附金

2. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 受託者

- ・株式会社さとふる（東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号）
- ・PayPay 株式会社（東京都千代田区紀尾井町 1-3）
- ・株式会社トラストバンク（東京都品川区大崎三丁目 1 番 1 号）
- ・九州カード株式会社（福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 18 号）
- ・楽天グループ株式会社（東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリームゾンハウス）
- ・株式会社アイモバイル（東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S.ビル N 棟 2 階）
- ・株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー（東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号）
- ・イオンフィナンシャルサービス株式会社（東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地）
- ・アマゾンジャパン合同会社（東京都目黒区一丁目 8 番 1 号）